

回 答

団体名（ 第 69回大阪母親大会実行委員会 ）

（要望項目）

二. 万博の結果を明らかにしてください。カジノは中止してください

- ② カジノ建設計画は中止し、防災・暮らし・福祉・教育に予算をまわしてください。カジノはカジノ業者と一部の大企業が儲かるだけで、大阪経済を壊し、ギャンブル依存症患者を増やし、府民を不幸にするものです。
- ③ 世界中で自然災害が想像を超える状況になっていますが、夢洲は集中豪雨や台風、南海トラフ地震が起きれば地盤沈下やトンネルの冠水、橋の大混雑で帰宅難民が生み出され、多くの人の命が危険にさらされます。また、軟弱地盤の夢洲はその対策に莫大な費用がかかり、府民の負担は膨らむばかりです。中止してください。カジノ建設は中止してください。

（回答）

- I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。
- 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。
- また、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えています。
- 災害に対しては、I R区域の現状地盤高さは O.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ 50 年後でも、地盤高さは O.P.+9m程度であると推定しており、満潮時の南海トラフ巨大地震における夢洲周辺での津波予測高さ O.P.+5.4m や高潮時の潮位 O.P.+7.3m に対しても、十分な地盤高さを確保しています。このほか、I R区域における液状化対策や、南側護岸における過去

最大規模の台風を想定した越波対策としての法面保護及び胸壁設置を実施しています。また、夢洲へのアクセスとなる夢咲トンネルや夢舞大橋については南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保しています。

- I R事業者においては、重要施設の高い耐震性能の確保やエネルギー自立対策等、災害への防災・減災対策に取り組むこととしています。また、浸水リスクに対しても、十分な排水容量の確保及び雨水貯水槽の設置等により軽減を図ることとしています。さらに、万が一、陸の孤島となるなどの災害等緊急時には、大阪 I R内の敷地や施設を活用し、安全に退避し一時滞在できる場所の提供や 3 日間以上の備蓄品の保管等、帰宅困難者に対するサポートを行う予定としています。
- 今後も引き続き、世界最高水準の成長型 I Rの実現に向けて取り組んでいきます。

(回答部局課名)

I R推進局 推進課 (傍線部について回答)

回 答

団体名（ 第 69回大阪母親大会実行委員会 ）

（要望項目）

二-⑥

カジノ推進のために作った大阪府市一元化条例は、政令都市大阪市の権限と財源を奪い、大阪市民に大きな負担を強いるものであり、廃止してください。大阪府・市民は副首都大阪は望んでいません。府市一体の副首都推進局は解散してください。

（回答）

- 大阪府では、令和3年4月1日に大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例を施行したところです。この条例は、副首都推進本部（大阪府市）会議を設置し、大阪の成長・発展に向けた基本的な方針等を協議することや、府市の一体的な行政運営のために必要な手法を検討し最適なものを選択していくことなどを定めているものであり、大阪市の財源を府に移管することを目的とするものではありません。
- 平成 23 年の大阪府市統合本部の設置以降、二重行政の解消を進め、大阪の成長、都市機能の核となるまちづくりに、府市連携により取り組んできました。
- 令和2年 11 月の住民投票で特別区制度（いわゆる「大阪都構想」）が否決されたことを受け、今後は、大阪市を残した形で、副首都・大阪の実現に向け、過去の二重行政に戻すことなく、さらに府市連携を強固にしていくことが必要と考えています。
- 大阪を成長させ、東西二極の一極をめざす副首都・大阪を実現させていくため、今後とも、副首都推進局を核に府市一体の取組みを強力に進めてまいります。

（回答部局課名）

副首都推進局

回 答

団体名（第 69 回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

三② 災害時に府民が安心して避難できるための必要数の避難所の設置、水や食料も数日分を確保して下さい。

（回答）

- 避難所については、災害対策基本法に基づき、施設設置者の同意を得て、市町村が指定することとなっています。
- 府としては、主に避難所の運営を担っている市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの「指針」（※1）を作成しており、その中で想定される最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標に必要な数の避難所の指定を行うよう記載しています。
- 引き続き各種避難所の確保と多様なニーズに対応した避難所開設・運営がなされるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。
- また、災害用備蓄物資について、府は市町村とともに大阪府域救援物資対策協議会を設置し、「備蓄方針」（※2）を定め、その方針に基づき、避難所で必要とされる品目の備蓄を進めています。
- 食糧については、府と市町村で3日分を備蓄しており、4日目以降は国からプッシュ型支援で送られてくる物資等に対応することとしています。
- 引き続き備蓄方針等に基づき、備蓄を進めるとともに、国の動向も踏まえながら備蓄等体制の強化に向け、市町村と密に連携して取り組んでいきます。

※1 「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」

※2 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課

回 答

団体名（ 第69回大阪母親大会実行委員会 ）

（要望項目）

四① 近年の台風や豪雨が甚大な被害をもたらしたことを教訓にし、台風、地震、津波などの災害に強い街づくりの予算を増やしてください。2026年まで「新大阪地震防災アクションプラン」の直近10年間の予算の推移を開示してください。

（回答）

※下線部について回答

- 大阪府では、南海トラフ巨大地震などの大きな被害が想定される巨大地震の被害軽減を図るため、平成27年度から令和6年度までの10年間に実施する地震津波対策の行動計画である「新・大阪府地震防災アクションプラン」を平成27年3月に策定しました。
- 「新・大阪府地震防災アクションプラン」は、発災による死者数を限りなくゼロに近づけるとともに、建物被害や経済的被害についても最小限に抑えることを基本目標としており、各部局によるハード・ソフト対策を位置付け、地震・津波対策を推進しています。
- なお、「新・大阪府地震防災アクションプラン」は令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化を図るため、新たなアクションを追加するとともに、取組み期間を令和8年度末まで延長しております。
- 本プランは、各取組の事業費などの予算関係を取りまとめているものではなく、取組内容や前年度の各取組結果と当該年度の予定などの進捗状況を取りまとめているものであり、ホームページで公表しています。

（回答部局課名）

危機管理室 防災企画課

回 答

団体名（第69回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

四② 道路の冠水、川の氾濫、地下街への水の流入策、上下水道の老朽化などの対を本格的に行ってください。

（回答）

○ 大阪市、大阪府、関係機関、地下街管理会社、鉄道会社、関係民間ビル会社等で構成する「大阪市地下空間浸水対策協議会」等の場を活用して、地下街への水の流入などの対策がなされるよう、施設管理者へ働きかけていきます。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 防災企画課 ※下線部について回答

回 答

団体名（第 69 回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

四③ 介護・支援の必要な人への避難対策について自助・共助ではなく公助の観点で進めてください。

（回答）

- 令和3年度、災害対策基本法の改正により、支援の必要な方の災害時避難のために作成する個別避難計画が市町村の努力義務とされ、内閣府から災害リスクの高い地域に居住する住民など計画作成の優先度が高い方について、概ね5年程度で計画作成に取り組む方針が出されました。
- 特に大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助・共助が重要であり、府においては、市町村の個別避難計画作成を促進するため、マネジメントを行う副市町村長や危機管理担当部局長などを対象とした研修会の開催や、市町村職員、地域の状況や日ごろから要配慮者の状態や家族の事情等を把握されている福祉専門職、医療関係者等で構成する地域調整会議の模擬研修を実施してまいりました。
- また、市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイドの活用や府内の好事例を紹介する研修会も実施しているところです。今後も、市町村の取組が促進されるよう、支援していきます。
- さらに、府としては、主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針となる「指針」（※1）を作成しており、市町村の避難所開設・運営を支援しています。
- 現在、市町村の避難所運営マニュアルが本指針に沿った内容に改定され、その実効性が確保されるよう市町村に働きかけているところです。
- ハード面として、例えば、避難所については、要配慮者が施設内をスムーズに移動できるよう、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を避難所として指定することが必要である等と示しています。
- ソフト面として、例えば、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関しては、支援の要請先リストを整備するよう示す等しています。

- また、在宅避難等を選択せざるを得ない要配慮者が発生することを想定し、食料や薬品等の支援物資が届くよう支援計画を策定することが必要であることも示しています。
- なお、避難所で必要とされる食糧その他の品目については、府は市町村とともに大阪府域救援物資対策協議会を設置し、「備蓄方針」(※2)を定め、その方針に基づき備蓄を進めています。
- また、従前より社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と連携して、各種社会福祉施設等に対し、福祉避難所の指定に向けた協力を要請し福祉避難所の拡充のための取組みを進めています。
- 府立学校に対しても、指定に向け教育庁と連携して、協力の依頼を進め、福祉避難所の拡充のための取組みを進めています。
- 引き続き避難所の確保と多様なニーズに対応した避難所運営がなされるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

※1 「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」

※2 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」

(回答部局課名)

危機管理室 防災企画課 ※下線部について回答
災害対策課

福祉部 福祉総務課 ※下線部について回答

回 答

団体名（第 69 回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

六 ①地球沸騰化時代と言われています。全ての保育施設、幼稚園、小学校・中学校・特別支援学校・高校での耐震化とエアコン設置（特別教室含むすべての教室・体育館）を進めてください。設置の具体的日程を明らかにしてください。

（回答）

- 保育所等を利用する子どもの安心・安全を確保する観点から、各施設の耐震化や、熱中症等の対策としてエアコン設置といった保育環境の向上は重要であると認識しています。
- 保育所等の耐震化や老朽改築及び冷暖房設備の設置や改修に対する補助については、国により財政支援が行われています。また、保育所等においては、すべての教室におけるエアコン等の設置率が平成 30 年度時点で約 99%となっています。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名（第 69 回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

八① 子育ての経済的負担を減らし、少子化を克服するため、大阪府下すべての自治体で、公私間格差の解消と保育児童全員の無償化の措置をして下さい。給食は保育の一環です。給食についても無償化を図ってください。

（回答）

- 保育料の負担のあり方や水準については、公定価格を所管する国において、検討・実施すべきものです。
- 令和元年 10 月に始まった幼児教育・保育の無償化により、3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用が無償化されています。
- 府としては、0 歳から 2 歳の全ての世帯を対象とし、幼児教育・保育の完全無償化を実現することについて、引き続き国に要望してまいります。
- 給食にかかる食材料費については、従来から保育料により保護者が一部負担していたこと等をふまえ、幼児教育・保育の無償化の際にも、保護者に負担いただくという考え方を維持すると国において整理されたところです。
- なお、年収 360 万円未満相当世帯等については副食費の徴収は免除されています。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課
教育庁 私学課

回 答

団体名（ 大阪母親大会実行委員会 ）

（要望項目）

十. 児童虐待が増えています。児童憲章、子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもの命が尊重される施策をしてください。府の児童相談所、子ども家庭センターの充実、児童福祉司など、必要な職員を正規で配置して下さい。

（回答）

- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害です。
- 大阪府の子ども家庭センターにおける令和6年度の児童虐待相談対応件数は、15,561件であり、平成27年度以降10,000件を超えている状況が続いており、高い水準で推移しております。
- 府においては、職員配置基準について、人口に基づく基準に加え、相談対応件数を基礎とすることにより、児童相談所における人員体制を強化できるよう国に要望した結果、平成28年改正児童福祉法により、配置基準が改正され、児童虐待相談対応件数も加味されることになりました。
- 府では、児童福祉司及び児童心理司は全て正規の職員であり、改正後の配置基準を満たすため、計画的に増員し、体制の強化を図ってきたところです。
- さらに、令和2年4月から、保健医療の支援を強化するため、保健師を全ての子ども家庭センターに正規職員として配置しました。
- 今後とも、子ども家庭センターの体制強化を進め、子どもの安全・安心を図ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

回 答

団体名（ 第 69回大阪母親大会実行委員会 ）

（要望項目）

十九① 大阪唯一の性暴力などのワンストップ支援センターである「SACHICO」は住吉区にある「心の健康総合センターに支援センターおして移転され、名称は変わったものの存続することになりました。しかし、大阪府の人口からするとその数は、全く不十分です。女性の尊厳を守り、生活再建を進めるために大阪府としても病院拠点型のワンストップセンターとして予算を引き上げ、拡充するようにしてください。

（回答）

- 大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、府が主体的に運営し、継続的な事業実施を図るため、令和7年度からNPO法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO に業務委託を行っております。
- また、10月20日に民間病院から大阪府こころの健康総合センター建物内へ移転し、運営形態を病院拠点型から特定の医療機関や被害者に負担がかからない連携型に移行いたしました。
- 移転後のワンストップ支援センターでは、関係機関との支援のコーディネートのほか、医療的支援として、診療所を併設し、初期診療や証拠採取、緊急避妊、性感染症の検査等を行っておりますが、女性だけでなく男性や子どもなど多様な被害者のニーズに対応できるよう、協力医療機関の拡充に取り組んでいるところです。
- 加えて、医療、福祉、教育、司法、警察等の支援機関の有識者で構成する「大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議」を立ち上げ、中長期的な課題についての検討を行っております。
- 引き続き、支援内容の充実・強化に向けて、国の交付金を活用するなど、予算確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 治安対策課

回 答

団体名（ 第69回大阪母親大会実行委員会 ）

（要望項目）

二二③

大阪の経済の担い手、中小零細企業や商店が倒産・廃業に追い込まれています。これを打開する予算を付けてください。

（回答）

- 大阪府においては、「制度融資」により、将来の大阪の成長・飛躍のため、中小企業の成長に向けた取組みを資金面から応援するとともに、物価上昇等の影響を受ける中小企業に対して、円滑な資金供給を行い、経営改善、事業継続を下支えしてきました。
- セーフティネット融資として、「経営安定サポート資金」の十分な融資枠を確保し、国に指定された災害による被害や国指定の不況業種等で、売上の減少等により経営の安定に支障を来している中小企業の資金繰り支援に努めています。
また、国制度終了により令和7年3月末に受付終了した「新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金」の後継制度として、令和7年4月より「経営改善サポート資金（再生支援強化型）」を創設し、事業再生に取り組む事業者を継続的に支援しているところです。
- 引き続き、金融機関等の関係機関と連携し、府内中小企業の資金繰り支援に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 中小企業支援室 金融課

回 答

団体名（第69回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

十三 コロナ禍による死亡者は大阪が全国一でした。府民の命を守る対策の強化をしてください。

- ① 国が進める病床削減を中止し、医療体制の充実を図り、新たな感染症対策ができるよう、府として医療、保健体制の充実に必要な設備の拡充、人員配置などを図ってください。

（回答）

- 大阪府では、限られた医療資源のもと、各医療機関の機能分化・連携により、地域の医療体制を確保できるよう、圏域ごとに不足が見込まれる病床機能を示し、機能転換の検討を促すとともに、地域医療に大きな影響を与える病床の削減や機能転換、再編については、二次医療圏毎に設置している保健医療協議会等において地域で丁寧に協議し、関係者と合意を図りながら進めていくこととしています。
- 令和6年4月1日に改正された感染症法に基づき、都道府県は新興感染症等の発生・まん延に備えた対策を講じることとされ、府においても令和5年度（令和6年3月）に「感染症予防計画」を改定しました。
- 当該計画を踏まえ、新興感染症の対応を行う旨の協定を締結した医療機関等が行う設備整備を支援するため、「大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備事業」等を実施し、新たな感染症等に対応できる医療提供体制の拡充に取り組んでいます。
- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府で設置している保健所が9カ所、政令・中核市で設置している保健所が9カ所の計18カ所設置しています。
- 保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう要望・協議を行っています。
- また、令和5年度（令和6年3月）に改定した「感染症予防計画」では、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症のまん延時に、入院調整など保健所

業務の一元化を行うとともに、府本庁から府保健所へ応援職員等を速やかに派遣し、保健所の体制を強化することとしています。

- 引き続き、保健所が必要とされる役割を果たしていくことができるよう、取組をすすめてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（第 69 回大阪母親大会実行委員会）

（要望項目）

十三 コロナ禍による死亡者は大阪が全国一でした。府民の命を守る対策の強化をしてください。

②大阪府下に保健所は18か所しかなく、とりわけ大阪市内には1か所しかありません。各市町村、行政区に保健所を設置し、府民が安心して相談できるよう数を増やしてください。

（回答）

- 保健所の変遷については、保健所法を全面改正する形で、平成6年7月に地域保健法が制定され、それまで保健所が担ってきた母子保健や予防接種、健康相談などの住民に身近なサービスを市町村（保健センター）に移管し、難病対策など専門的・広域的な業務を保健所が担うようになりました。
- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府で設置している保健所が9カ所、政令・中核市で設置している保健所が9カ所の計18カ所を設置しています。現在、府設置の保健所においては、既存の保健所業務が業務過多とはなっておらず、また、関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。
- また、令和5年度（令和6年3月）に改定した「感染症予防計画」では、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症のまん延時に、相談業務など保健所業務の一元化を行うとともに、府本庁から府保健所へ応援職員等を速やかに派遣し、保健所の体制を強化することとしています。
- 今後も引き続き、府保健所と市町村との適切な役割分担のもと、各市町村と連携しながら、保健所が果たすべき地域保健の専門的、広域的拠点としての保健サービスの充実を図ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課